

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月15日提出
【計算期間】	第7期(自 2022年3月16日至 2023年3月15日)
【ファンド名】	新ホリコ・フォーカス・ファンド
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 真之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【事務連絡者氏名】	石館 真
【連絡場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信 その他資産 ()

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回	グローバル (日本を含む)		
	年 2回	日本		
	年 4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6回 (隔月)	歐州	ファミリーファンド	あり ()
	年 12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	年 1回	中南米	ファンド・オブ・ ファンス	なし
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券)	年 1回	中近東 (中東)		
	年 1回	エマージング		
	年 1回			
資産複合 ()				
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

あります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF（マネー・マネジメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

当ファンドは、主に外国投資信託*に投資を行います。

*当ファンドの主要投資対象である「HCフォーカス・ファンド・クラスA」(以下「外国投資信託」といいます。)を指します。

外国投資信託の主な運用方針

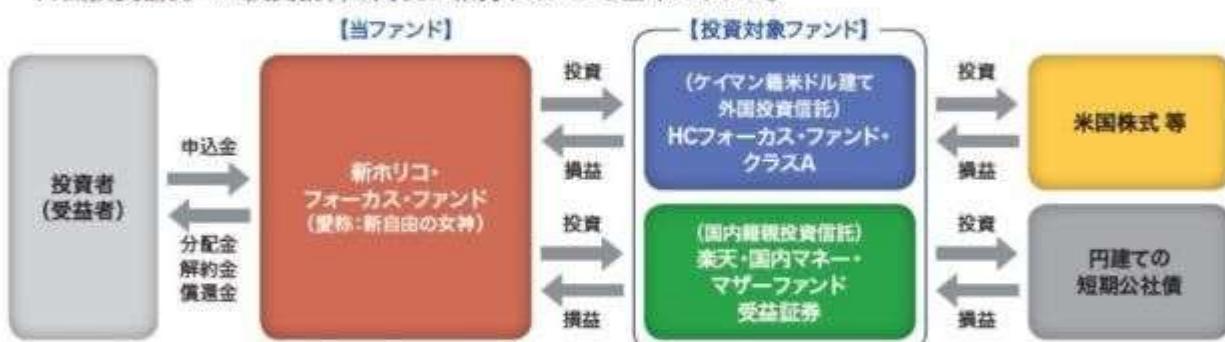
- 比較的少数の上場株式への投資を通じて、リスク調整後ベースで長期的な資産の成長を目指します。
- ファンダメンタル・リサーチをもとに本来的に持つ価値から大きく乖離していると考えられる(割安と判断される)対象を厳選し、ポートフォリオを構築します。
- 米国株式を主な投資対象としますが、上場デリバティブや米国以外の外国株式への投資、および空売りを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。



※投資対象ファンドについて、詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

分配方針

- 毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含む)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

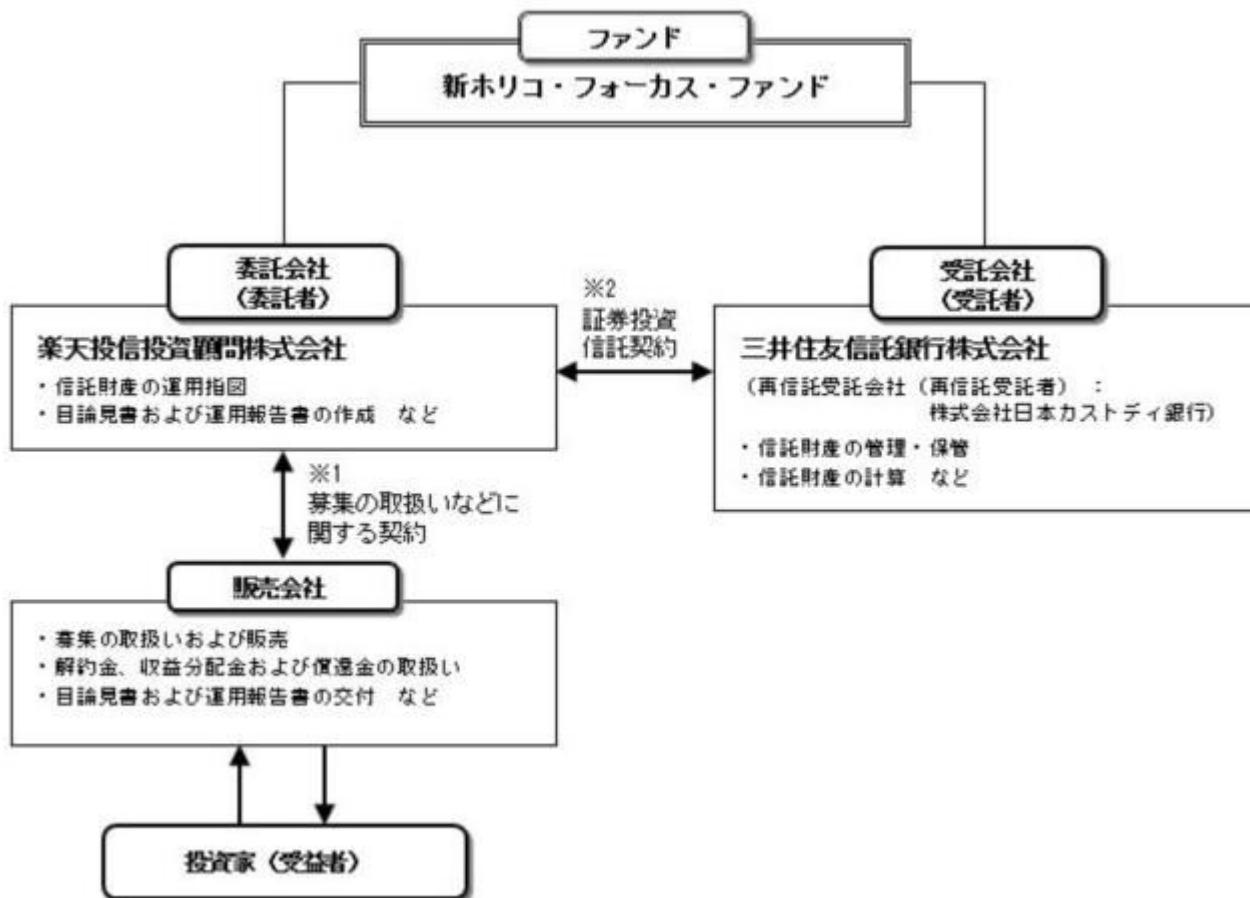
(2) 【ファンドの沿革】

2016年5月11日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

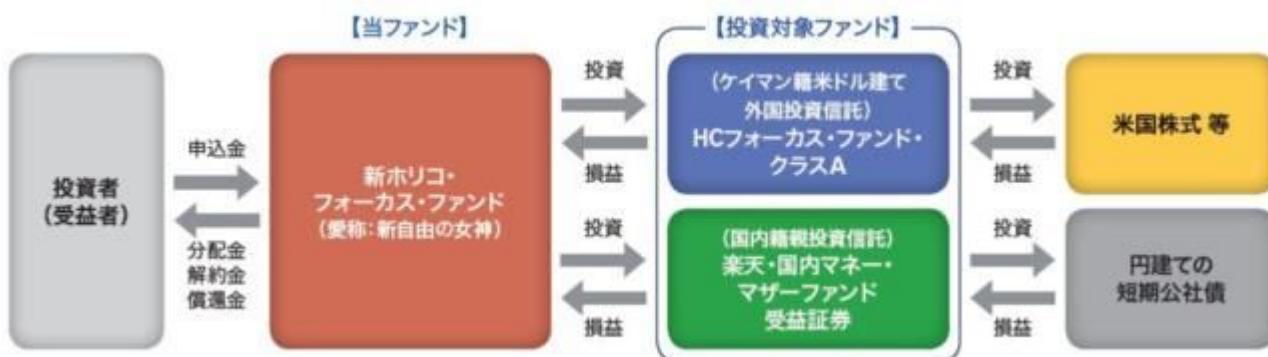
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み



委託会社の概況（2023年3月末現在）

- 資本金
150百万円
- 沿革

2006年12月28日	「楽天投信株式会社」設立
2008年 1月31日	金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]
2009年 4月 1日	株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
楽天証券ホールディングス 株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

2) 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主に別に定める投資信託証券への投資を通じて、米国株式を中心とした比較的少数の上場株式に投資し、リスク調整後ベースで長期的な資産の成長を目指します。ポートフォリオ構築にあたっては、ファンダメンタル・リサーチをもとに本来的に持つ価値から大きく乖離していると考えられる（割安と判断される）対象を厳選します。また、上場デリバティブや米国以外の外国株式への投資、および空売りを行うことがあります。なお、投資信託財産の一部を、親投資信託である「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券に投資します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

別に定める投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

2023年3月末現在、「別に定める投資信託証券」とは、以下の通りとします。

ケイマン籍米ドル建て外国投資信託「HCフォーカス・ファンド・クラスA」の受益証券

(2) 【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ) 有価証券
- ロ) 金銭債権
- ハ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および楽天投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

下記概要は、2023年3月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

<HCフォーカス・ファンド・クラスA>

形態	ケイマン籍／外国投資信託／米ドル建
運用目的および主な運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的少数の上場株式への投資を通じて、リスク調整後ベースで長期的な資産の成長を目指します。 ・ファンダメンタル・リサーチをもとに本来的に持つ価値から大きく乖離していると考えられる（割安と判断される）対象を厳選し、ポートフォリオを構築します。 ・米国株式を主な投資対象としますが、上場デリバティブや米国以外の外国株式への投資、および空売りを行うことがあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・上場商品および米国債を投資対象とします。ETFやMMFを含む投資信託証券への投資は行いません。 ・純資産総額の10%を超える借り入れおよび空売りは行いません。 ・単一の発行体に対する買い持ちに相当するエクスポートジャーは、株式およびデリバティブにおいて、それぞれ純資産総額の10%を超えないものとします。 ・取引の相手方に対するエクスポートジャーは、同一の相手先について純資産総額の10%を超えないものとします。
分配方針	原則として分配は行いません。
申込手数料	ありません。

運用報酬等	<p>運用報酬 : 純資産総額に対して年0.8%</p> <p>成功報酬 : 超過収益の20% (成功報酬が確定し、支払われた直近の水準をハイウォーターマークとし、成功報酬以外の各種費用控除後の投資収益がハイウォーターマークを上回った場合その超過分の20%を成功報酬として認識します。ハイウォーターマークは追加設定・一部解約のつど調整されます。成功報酬は日々計算され増減し、四半期毎に確定金額が支払われます。)</p> <p>受託会社報酬 : 年間20,000米ドル</p> <p>管理事務代行会社報酬 : 純資産総額に対して年0.09%を上限とし、最低費用として3,000米ドル(月額、毎年漸増)</p> <p>その他費用 : 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、資産の保管やクリアリングなどに要する費用、借入金の利息、投資信託財産に関する租税、監査法人への報酬、弁護士費用、法定書類等の作成・印刷・交付にかかる費用、その他日常的な運営費用等</p>
信託財産留保額	ありません。
受託会社	マイフルズ・トラスティ・サービス(ケイマン)リミテッド
投資顧問会社	ホリコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー
管理事務代行会社	エイペックス・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッド

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

< 楽天・国内マネー・マザーファンド >

運用の基本方針	
形態	国内籍親投資信託
基本方針	この投資信託は、主として本邦通貨建ての短期公社債に投資することにより、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。
主な投資対象	本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。
運用方針	主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行ないます。 ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行ないません。 外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

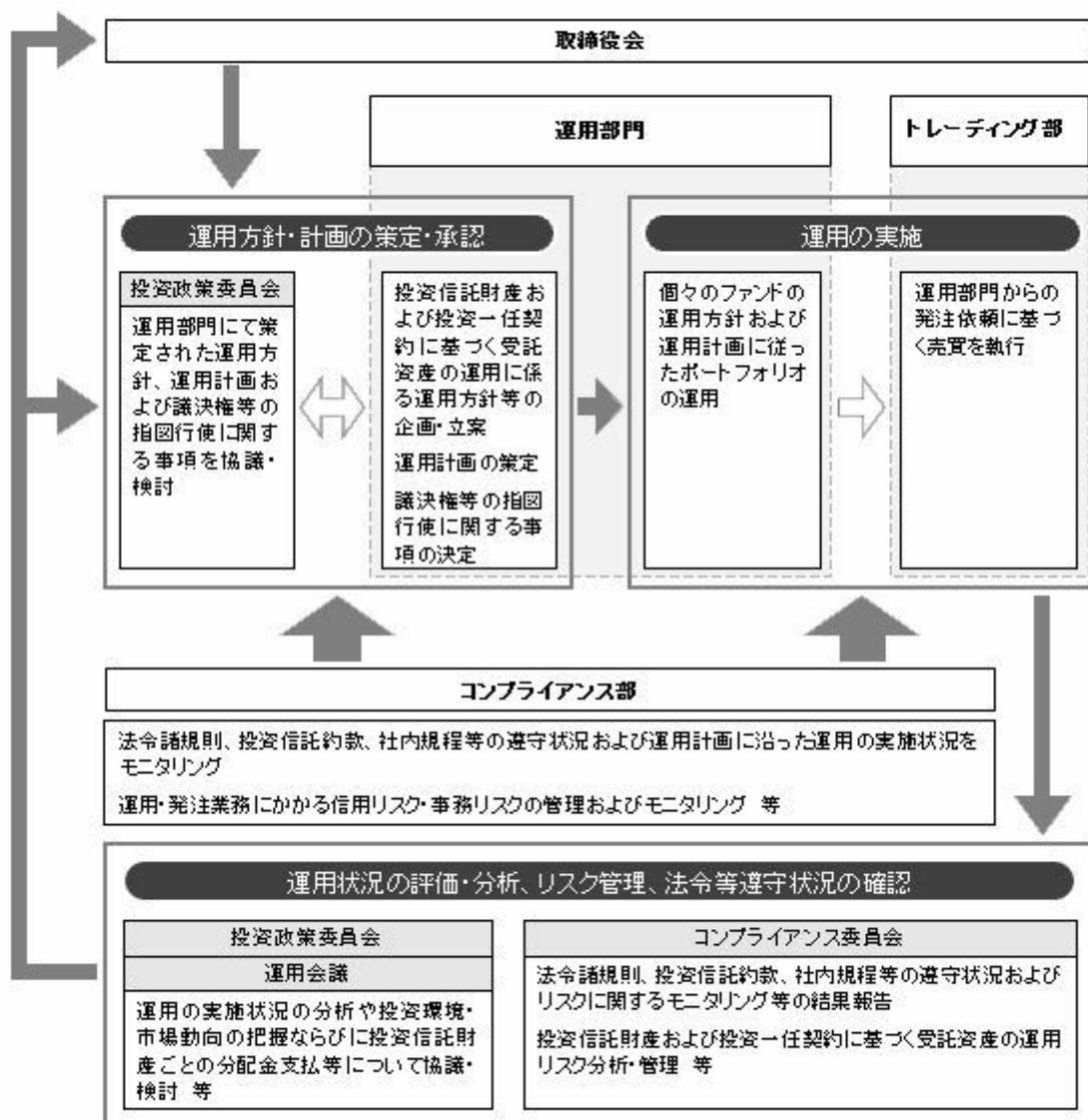
その他

信託期間	無期限
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
設定日	2010年6月25日
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- 「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要な事項を協議・検討します。
- 「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- 運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- 「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的な施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規

則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。

- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

上記体制は2023年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行ふものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 株式への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 公社債の借入れ
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 二) イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図

委託者は、為替変動リスクを回避するため、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 信用リスク集中回避のための投資制限
 - イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信

託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーラルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 口) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーラルックスルーできる比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

8) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。

ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンダムが投資信託証券を通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資家の皆様には、ファンダムが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

<主な変動要因>

株価変動リスク

当ファンダムが投資対象である外国投資信託を通じて実質的に投資する株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が変動すれば基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

当ファンダムは、外国投資信託への投資を通じて実質的に外国の有価証券等に投資を行うため、投資対象資産の取引通貨の対円での為替レートの変動により基準価額は変動します。当ファンダムは、実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

当ファンダムが投資対象である外国投資信託を通じて実質的に投資する有価証券等の流動性は、その需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢

から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額が下落する要因となります。

また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

信用リスク

当ファンドが外国投資信託への投資を通じて実質的に投資する有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当該有価証券等の価格が下落した場合は、基準価額が下落する要因となります。

カントリー・リスク

当ファンドは、投資対象である外国投資信託を通じて実質的に海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、基準価額が大幅に下落する可能性があります。

外国投資信託が行う投資戦略に関するリスク

当ファンドは、投資対象である外国投資信託が行うオプション取引や先物取引、空売り等を通じて、実質的に売り持ちに相当するエクスポージャーを保有することができます。当該売り持ちの対象となった株式が値上がりした場合は、基準価額が下落する要因となります。また、オプション取引においては、対象資産の価格変動と当該取引からの投資成果が必ずしも一致せず、対象資産の価格変動性の変化や期日までの期間、金利の変動等の要因により投資成果が大きく変動することがあります。これらの影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。

取引先リスク

当ファンドは、投資対象である外国投資信託を通じて実質的に信用取引を行うことがあります。その場合には、取引先リスク（取引の相手方となる金融機関の倒産等により契約が不履行になるリスク）があります。

集中投資リスク

当ファンドは、投資対象である外国投資信託を通じて実質的に比較的少数の株式に集中して投資を行うため、分散投資を行う一般的な投資信託と比較した場合、1銘柄の株価変動による影響が相対的に大きくなる可能性があります。そのため、基準価額の値動きは、市場全体の値動きと比べて大きく変動する場合や、市場全体とは異なる値動きをする場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

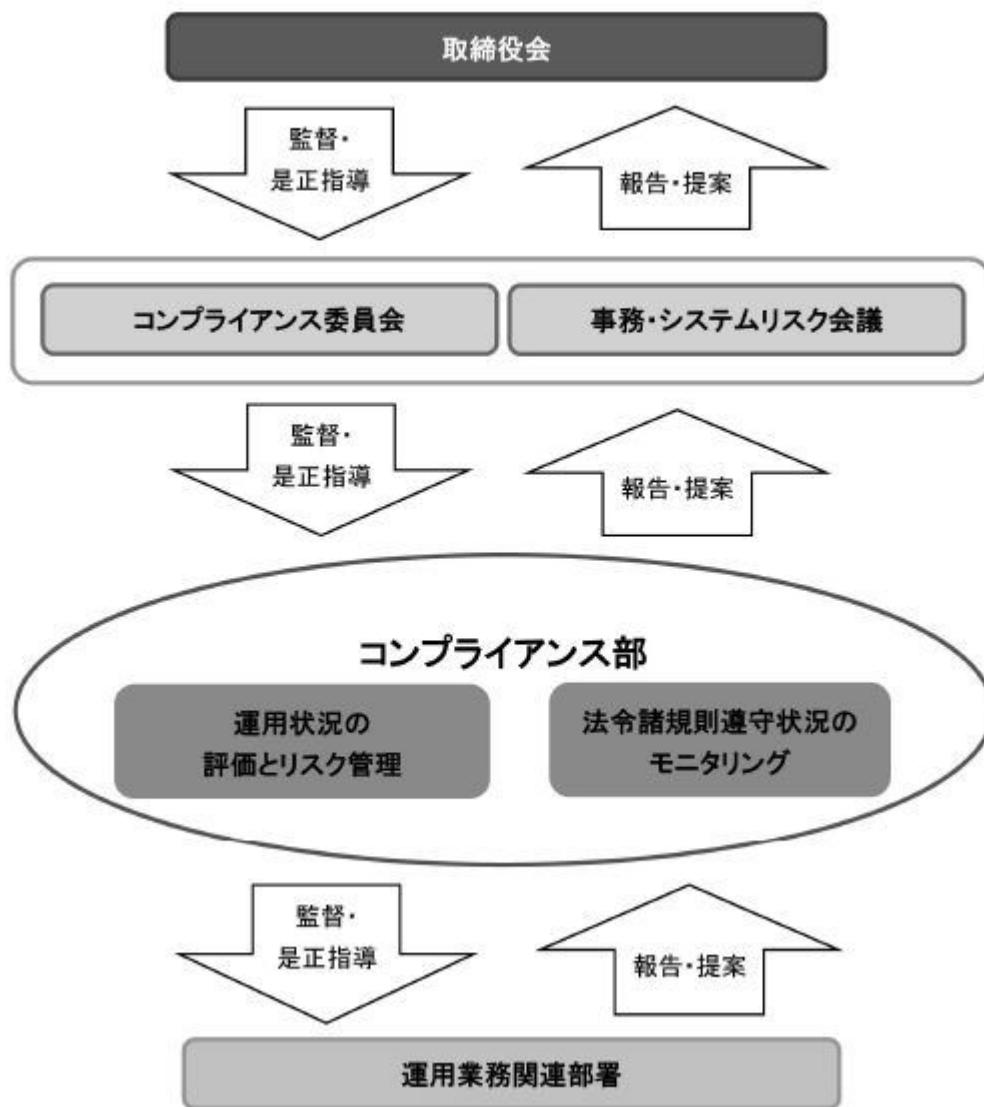
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

（2）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



*全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢の監督を行います。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

*運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を行います。

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

上記体制は2023年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※当ファンドと代表的な資産クラスを量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株…S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
- 先進国株…S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
- 新興国株…S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
- 日本国債…ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)
- 先進国債…ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)
- 新興国債…ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- 投資家が販売会社のウェブサイトより自ら投資信託説明書を電磁的手段で入手、内容を確認し発注する場合には原則として申込手数料はかかりません。
- 販売会社営業員や金融商品仲介業者等の特定の担当者がいる場合、申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（3）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.122%（税抜1.02%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
委託会社	0.660%（税抜0.60%）
販売会社	0.407%（税抜0.37%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資する投資信託証券で、純資産総額に対して以下の信託報酬等が別途かかります。従って、当ファンドにおける実質的な信託報酬率は年1.922%（税込）程度（注1）です。

ファンド名	信託報酬 / 運用報酬（年）
HCフォーカス・ファンド・クラスA	0.8%（注2）、（注3）
楽天・国内マネー・マザーファンド	なし

（注1）実質的な信託報酬率は、「HCフォーカス・ファンド・クラスA」の運用報酬（成功報酬およびその他費用等を除く）を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況等によって変動します。

（注2）投資対象ファンドである「HCフォーカス・ファンド・クラスA」では、運用報酬の他、成功報酬として超過収益の20%が徴収されます（成功報酬が確定し、支払われた直近の水準をハイウォーターマークとし、成功報酬以外の各種費用控除後の投資収益がハイウォーターマークを上回った場合その超過分の20%を成功報酬として認識します。ハイウォーターマークは追加設定・一部解約のつど調整されます。成功報酬は日々計算され増減し、四半期毎に確定金額が支払われます。）。また、上記報酬の他に、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、その他費用がかかります。

（注3）2023年3月末現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。

投資信託証券の信託報酬等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご参照ください。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定

書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料等および当該売買委託手数料等にかかる消費税等に相当する金額は取引のつど投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。

費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ

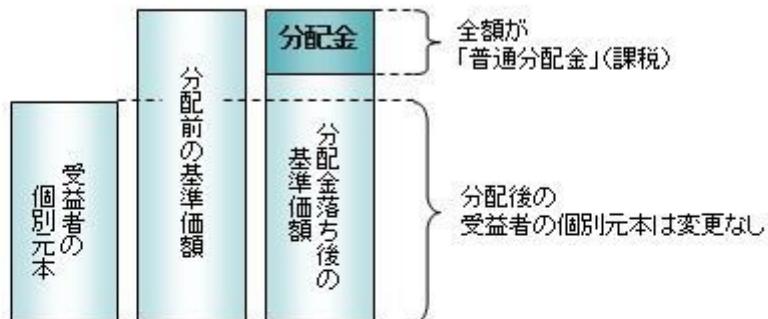
- ん。) が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

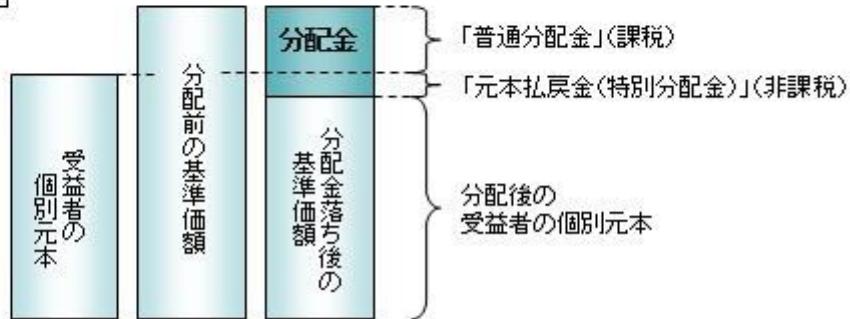
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【新ホリコ・フォーカス・ファンド】

以下の運用状況は2023年 3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	--------	----------	----------

投資信託受益証券	ケイマン	3,030,869,474	98.21
親投資信託受益証券	日本	995,314	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		54,326,835	1.76
合計(純資産総額)		3,086,191,623	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	HC Focus Fund Class A	11,209,3057	253,033.44	2,836,329,270	270,388.68	3,030,869,474	98.21
日本	親投資信託受 益証券	楽天・国内マネー・マザーファンド	996,910	0.9984	995,314	0.9984	995,314	0.03

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.21
親投資信託受益証券	0.03
合計	98.24

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 3月15日)	397	397	1,2733	1,2733
第2計算期間末 (2018年 3月15日)	664	664	1,4610	1,4610
第3計算期間末 (2019年 3月15日)	932	932	1,5231	1,5231
第4計算期間末 (2020年 3月16日)	838	838	1,2448	1,2448
第5計算期間末 (2021年 3月15日)	1,878	1,878	2,2006	2,2006

第6計算期間末	(2022年 3月15日)	3,076	3,076	2.2057	2.2057
第7計算期間末	(2023年 3月15日)	2,913	2,913	2.0717	2.0717
	2022年 3月末日	3,704		2.6249	
	4月末日	3,242		2.2872	
	5月末日	3,160		2.2880	
	6月末日	3,064		2.2050	
	7月末日	3,150		2.2489	
	8月末日	3,233		2.3053	
	9月末日	3,115		2.2368	
	10月末日	3,223		2.2922	
	11月末日	3,068		2.1688	
	12月末日	2,820		2.0031	
	2023年 1月末日	3,052		2.1651	
	2月末日	3,020		2.1456	
	3月末日	3,086		2.1923	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2016年 5月11日～2017年 3月15日	0.0000
第2期	2017年 3月16日～2018年 3月15日	0.0000
第3期	2018年 3月16日～2019年 3月15日	0.0000
第4期	2019年 3月16日～2020年 3月16日	0.0000
第5期	2020年 3月17日～2021年 3月15日	0.0000
第6期	2021年 3月16日～2022年 3月15日	0.0000
第7期	2022年 3月16日～2023年 3月15日	0.0000

【收益率の推移】

期	期間	收益率(%)
第1期	2016年 5月11日～2017年 3月15日	27.33
第2期	2017年 3月16日～2018年 3月15日	14.74
第3期	2018年 3月16日～2019年 3月15日	4.25
第4期	2019年 3月16日～2020年 3月16日	18.27
第5期	2020年 3月17日～2021年 3月15日	76.78
第6期	2021年 3月16日～2022年 3月15日	0.23
第7期	2022年 3月16日～2023年 3月15日	6.08

(注)各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2016年 5月11日～2017年 3月15日	359,471,625	47,460,258
第2期	2017年 3月16日～2018年 3月15日	223,087,065	80,043,281
第3期	2018年 3月16日～2019年 3月15日	212,404,315	55,267,001
第4期	2019年 3月16日～2020年 3月16日	150,001,179	88,384,190
第5期	2020年 3月17日～2021年 3月15日	360,097,342	180,484,232
第6期	2021年 3月16日～2022年 3月15日	767,794,872	226,223,251
第7期	2022年 3月16日～2023年 3月15日	240,005,517	228,664,896

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

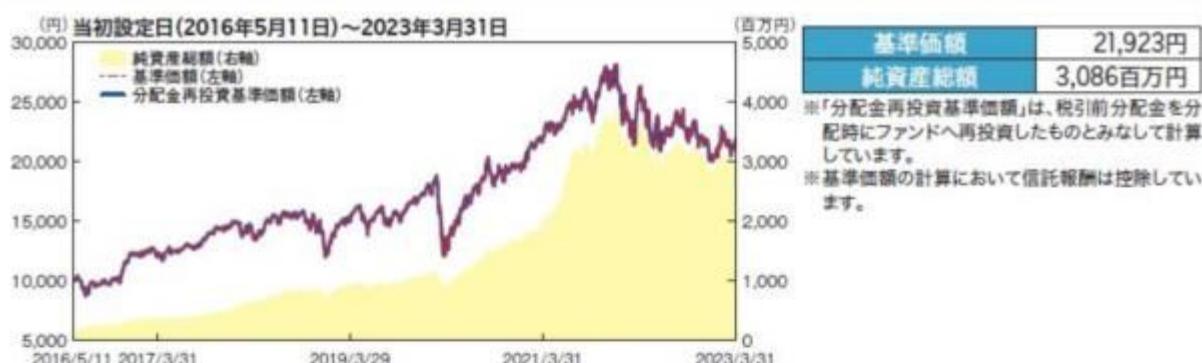
参考情報

運用実績

2023年3月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	第3期 2019年3月	第4期 2020年3月	第5期 2021年3月	第6期 2022年3月	第7期 2023年3月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

銘柄名	種類	国／地域	通貨	投資比率
HCフォーカス・ファンド・クラスA	投資信託証券	ケイマン諸島	米ドル	98.2%
楽天・国内マネー・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	円	0.0%
短期金融資産、その他				1.8%
合計				100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額(円ベース)の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

※国／地域は、各投資信託証券の発行地です。

年間收益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間收益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2016年は設定日(2016年5月11日)から年末まで、2023年は3月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>と<分配金受取りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ケイマンの銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止ならびに別に定める投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ケイマンの銀行の休業日

(4) 解約制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

（6）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（7）解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止ならびに別に定める投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

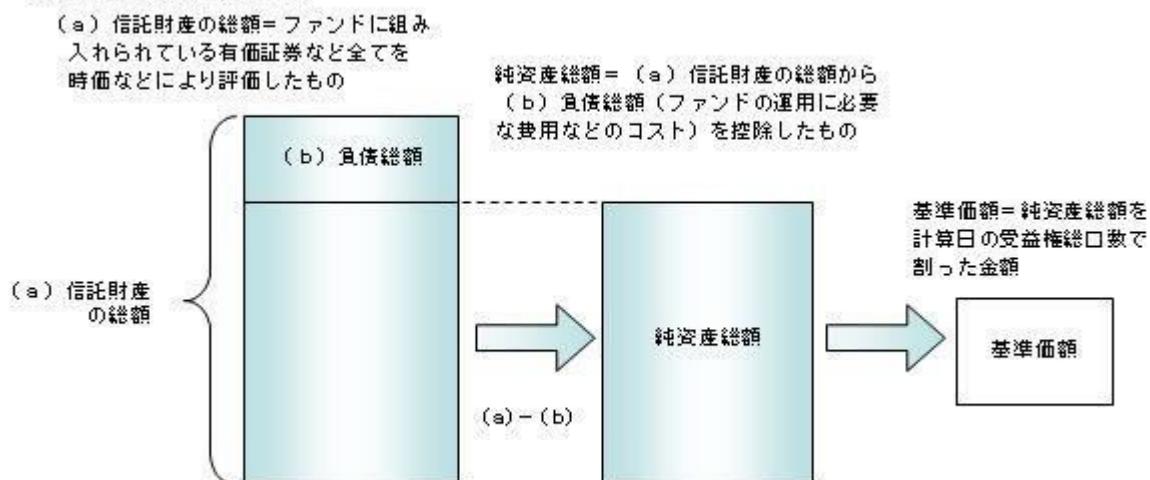
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

＜基準価額算出の流れ＞



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2016年5月11日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（4）【計算期間】

毎年3月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき
 - ロ) 別に定める投資信託証券において運用体制に著しい変更があったとき
 - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- 二) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合
- ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- 二) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

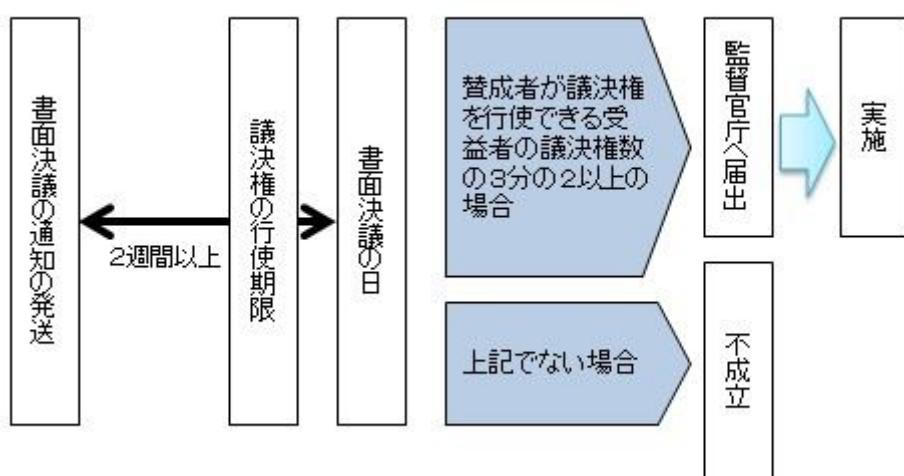
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの）を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 他の受益者の氏名または名称および住所
- 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年3月16日から2023年3月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【新ホリコ・フォーカス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

	(単位:円)	
	第6期 2022年 3月15日現在	第7期 2023年 3月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	6,961	45,460
コール・ローン	129,995,237	77,083,610
投資信託受益証券	3,006,604,382	2,859,482,111
親投資信託受益証券	996,012	995,314
流動資産合計	3,137,602,592	2,937,606,495
資産合計	3,137,602,592	2,937,606,495
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,219,703	5,883,173
未払受託者報酬	944,352	833,725
未払委託者報酬	18,320,297	16,174,187
未払利息	356	221
その他未払費用	1,193,430	1,237,704
流動負債合計	60,678,138	24,129,010
負債合計	60,678,138	24,129,010
純資産の部		
元本等		
元本	1,394,994,185	1,406,334,806
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,681,930,269	1,507,142,679
(分配準備積立金)	477,696,133	406,584,445
元本等合計	3,076,924,454	2,913,477,485
純資産合計	3,076,924,454	2,913,477,485
負債純資産合計	3,137,602,592	2,937,606,495

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第6期 自 2021年 3月16日 至 2022年 3月15日	第7期 自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日
営業収益		
受取利息	-	37,535
有価証券売買等損益	316,940,188	576,841,239
為替差損益	238,886,069	415,202,754
営業収益合計	78,054,119	161,600,950
営業費用		
支払利息	119,118	95,926
受託者報酬	1,663,018	1,733,555
委託者報酬	32,262,231	33,630,687
その他費用	2,916,068	3,280,480
営業費用合計	36,960,435	38,740,648
営業利益又は営業損失()	115,014,554	200,341,598
経常利益又は経常損失()	115,014,554	200,341,598
当期純利益又は当期純損失()	115,014,554	200,341,598
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	34,685,653	3,625,096
期首剩余金又は期首次損金()	1,024,621,219	1,681,930,269
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,095,661,077	306,712,823
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,095,661,077	306,712,823
剩余金減少額又は欠損金増加額	288,651,820	277,533,719
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	288,651,820	277,533,719
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	1,681,930,269	1,507,142,679

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期		第7期	
	2022年 3月15日現在		2023年 3月15日現在	
1. 計算期間末日における受益権の総数		1,394,994,185口		1,406,334,806口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2,2057円 (22,057円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2,0717円 (20,717円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第6期 自 2021年 3月16日 至 2022年 3月15日			第7期 自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	1,204,234,136円	収益調整金額	C	1,100,558,234円
分配準備積立金額	D	477,696,133円	分配準備積立金額	D	406,584,445円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,681,930,269円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,507,142,679円
当ファンドの期末残存口数	F	1,394,994,185口	当ファンドの期末残存口数	F	1,406,334,806口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	12,056.88円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	10,716.80円
10,000口当たり分配金額	H	- 円	10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。

第7期 自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債 務を保有しております。当該金融商品は株価変動リスク、為替変動リスク、流動性 リスク、信用リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、外国投資信託が行う投 資戦略に関するリスク、取引先リスク、集中投資リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関す る社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。 信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っておりま す。
4. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2022年 3月15日現在	第7期 2023年 3月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計 上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計 上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価 額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 を時価としております。	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価 額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第6期 2022年 3月15日現在	第7期 2023年 3月15日現在
----------------------	----------------------

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	316,939,490	549,355,664
親投資信託受益証券	698	698
合計	316,940,188	549,356,362

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年 3月16日 至 2022年 3月15日	第7期 自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第6期 自 2021年 3月16日 至 2022年 3月15日	第7期 自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	853,422,564円	1,394,994,185円
期中追加設定元本額	767,794,872円	240,005,517円
期中一部解約元本額	226,223,251円	228,664,896円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	HC Focus Fund Class A	11,209.3057	21,241,138.85	
		アメリカ・ドル 小計	11,209.3057	21,241,138.85	
				(2,859,482,111)	
投資信託受益証券合計			11,209.3057	2,859,482,111	
			(2,859,482,111)		
親投資信託受益証券	日本円	楽天・国内マネー・マザーファンド	996,910	995,314	
親投資信託受益証券合計			996,910	995,314	
合計				2,860,477,425	
				(2,859,482,111)	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは投資信託受益証券、親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている投資信託受益証券、親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

投資信託受益証券については、当ファンドの作成期末において入手可能な直前計算期間の年次報告書の情報を基に掲載しています。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

HCフォーカス・ファンド・クラスA

HCフォーカス・ファンド(A ユニット・トラスト)

純資産計算書

2022年12月31日現在および2021年12月31日現在

2022年
米ドル2021年
米ドル**資産**

投資（公正価値）(2022年の原価は84,430,019

米ドル及び2021年の原価は92,067,546米ドル)

	59,717,099	135,949,501
現金及び現金同等物	31,137,295	9,478,134
その他の資産	27,841	27,712
受取配当金	15,766	9,514
プローカーに対する債権	-	1,164,295
未収利息	10,299	-
資産合計	90,908,300	146,629,156

負債

未払成功報酬	-	3,208,877
プローカーに対する債務	-	1,168,212
未払配当分配金	-	572,000
未払管理報酬	233,769	360,070
未払監査報酬	21,200	20,100
未払事務管理報酬	20,990	30,469
未払金及び未払費用	6,480	6,499
配当金及び未払利息	-	2,639
負債合計	282,439	5,368,866
純資産	90,625,861	141,260,290

損益計算書

2022年12月31日および2021年12月31日に終了する計算期間

2022年
米ドル2021年
米ドル**投資収益**配当金（2022年の外国源泉税105,429米ドル
及び2021年の外国源泉税92,863米ドルを控
除後）367,532 303,931
56,701 1,177
424,233 305,108**営業費用**

成功報酬	-	7,893,981
管理報酬	1,036,161	1,292,756
事務管理報酬	92,105	109,586
監査報酬	31,834	29,135
受託報酬	24,318	21,650
専門家報酬	-	6,284
利息費用	6,697	19,097
その他の費用	14,544	14,656
営業費用合計	1,205,659	9,387,145
純投資損失	(781,426)	(9,082,037)

投資及び外国為替に係わる実現及び**未実現利益／(損失)**

投資有価証券売却に係わる純実現利益	17,197,331	32,560,291
現金同等物に係わる未実現利益	210,341	-

投資有価証券に係わる未実現利益の変動額	(68,594,877)	7,952,545
外貨建て資産及び負債の取引に係わる		
未実現(損失) / 利益の変動額	59	(9,932)
現金同等物に係わる未実現利益の変動額	195,143	-
投資及び外国為替に係わる純実現及び未実現利益	(50,992,003)	40,502,904
営業から生じた純資産の純変動額	(51,773,429)	31,420,867

投資資産明細

2022年12月31日現在

投資(純資産の65.89%)	株数	取得原価 米ドル	公正価値 米ドル
普通株式(純資産の53.07%)			
中国(2.49%)			
消費関連、一般消費財(2.49%)		4,501,516	2,260,830
スイス(1.92%)			
金融(1.92%)		1,661,463	1,740,975
米国(48.66%)			
通信(5.90%)		11,699,986	5,344,696
消費関連、一般消費財(2.47%)		4,363,000	2,235,408
金融(6.21%)		5,556,798	5,622,857
テクノロジー(7.66%)		8,144,231	6,946,752
消費関連、耐久消費財(10.71%)			
Dr Horton Inc. (9.03%)	91,848	6,476,831	8,187,331
その他 (1.68%)		2,054,530	1,519,255
消費関連、非耐久消費財(4.07%)		4,185,348	3,687,989
ヘルスケア(11.64%)			
Cigna Corp (6.40%)	17,505	4,783,886	5,800,107
McKesson Corp (5.24%)	12,657	4,429,671	4,747,894
米国合計		51,694,281	44,092,289
普通株式合計		57,857,260	48,094,094
オプション(純資産の12.82%)			
コール・オプション(12.82%)			
米国(12.82%)			
通信(1.07%)		9,790,487	970,144
消費関連、一般消費財(0.41%)		4,845,289	370,168
テクノロジー(11.34%)			
McKesson Corp (5.28%)	212	1,830,374	4,783,780
その他 (6.06%)		10,106,609	5,498,913
米国合計		26,572,759	11,623,005
オプション合計		26,572,759	11,623,005
投資合計		84,430,019	59,717,099

貸借対照表

(単位:円)

	2022年 3月15日現在	2023年 3月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	411,563,180	297,838,259
現先取引勘定	1,000,329,887	1,500,149,997
流動資産合計	1,411,893,067	1,797,988,256
資産合計	1,411,893,067	1,797,988,256
負債の部		
流動負債		
未払解約金	95,401,000	-
未払利息	1,127	856
その他未払費用	-	1,765
流動負債合計	95,402,127	2,621
負債合計	95,402,127	2,621
純資産の部		
元本等		
元本	1,317,629,268	1,800,854,672
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,138,328	2,869,037
元本等合計	1,316,490,940	1,797,985,635
純資産合計	1,316,490,940	1,797,985,635
負債純資産合計	1,411,893,067	1,797,988,256

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	現先取引
	現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によってあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2022年 3月15日現在	2023年 3月15日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,317,629,268口	1,800,854,672口
2. 元本の欠損	1,138,328円	2,869,037円
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9991円	0.9984円
	(10,000円当たり純資産額)	(9,984円)
	(9,991円)	(10,000円当たり純資産額)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	<p>自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日</p>
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年 3月15日現在	2023年 3月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 該当事項はありません。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 該当事項はありません。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年 3月16日 至 2022年 3月15日	自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2021年 3月16日 至 2022年 3月15日	自 2022年 3月16日 至 2023年 3月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2021年 3月16日	2022年 3月16日
期首元本額	1,543,222,129円	1,317,629,268円
期中追加設定元本額	7,883,779,406円	6,504,971,434円
期中一部解約元本額	8,109,372,267円	6,021,746,030円
元本の内訳		
楽天ブルベア・マネープール	1,313,103,215円	1,796,347,601円
楽天U.Sリート・トリプルエンジン・プラス (レアル)毎月分配型	2,492,274円	2,492,274円
新ホリコ・フォーカス・ファンド	996,910円	996,910円
楽天グローバル・プレミア・ファンド(ロボット自動運用型)	997,905円	997,905円
楽天グローバル中小型バリュー株ファンド	8,986円	- 円
楽天・全世界債券インデックス(為替ヘッジ) ファンド	9,988円	9,988円
楽天・ポジティブ・インパクト株式ファンド	9,994円	9,994円
楽天・グロース・ワールド株式ファンド(ラップ向け)	9,996円	- 円

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年 3月31日現在です。

【新ホリコ・フォーカス・ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	3,091,941,774円
負債総額	5,750,151円
純資産総額（ - ）	3,086,191,623円
発行済口数	1,407,760,650口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1923円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

- 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受

益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2023年3月末現在）

資本金の額	: 150百万円
発行可能株式総数	: 30,000株
発行済株式総数	: 13,000株
過去5年間における主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

（2）委託会社の機構（2023年3月末現在）

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（3）投資運用の意思決定プロセス（2023年3月末現在）

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2023年3月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	77	1,426,719
単位型株式投資信託	2	315

合計	79	1,427,035
----	----	-----------

3 【委託会社等の経理状況】

- 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社(以下「当社」といいます。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。)、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年12月31日現在)	当事業年度 (2022年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,174,557	1,229,868
金銭の信託	800,000	800,000
前払費用	28,356	25,801
未収入金	2,504	1,655
未収委託者報酬	523,351	730,738
未収運用受託報酬	12,497	12,849
立替金	67,118	99,280
その他	26,567	43,879
流動資産計	2,634,952	2,944,073
固定資産		
有形固定資産	1	38,373
器具備品(純額)		38,373
リース資産(純額)		-
無形固定資産		65,272
ソフトウエア		65,272
投資その他の資産		586,283
投資有価証券		543,654
長期前払費用		689
繰延税金資産		41,939
固定資産計	689,929	842,705
資産合計	3,324,881	3,786,778
負債の部		
流動負債		
預り金	7,765	12,285
未払金	109,234	125,845
未払費用	349,004	556,127
未払消費税等	50,413	33,214
未払法人税等	29,212	25,472
賞与引当金	25,511	38,564
役員賞与引当金	3,000	7,081

リース債務	-	827
流動負債計	574,142	799,419
固定負債		
退職給付引当金	67,554	88,175
執行役員退職慰労引当金	-	9,720
リース債務	-	2,482
固定負債計	67,554	100,378
負債合計	641,696	899,798
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,859,505	2,111,325
利益剰余金合計	1,859,505	2,111,325
株主資本合計	2,639,222	2,891,041
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	43,963	4,061
評価・換算差額合計	43,963	4,061
純資産合計	2,683,185	2,886,979
負債・純資産合計	3,324,881	3,786,778

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,912,382	2,499,624
運用受託報酬	117,413	135,404
営業収益計	2,029,795	2,635,028
営業費用		
支払手数料	640,528	983,483
委託費	124,394	120,454
広告宣伝費	19,580	7,067
通信費	86,112	103,672
協会費	2,584	3,969
諸会費	108	173
その他営業諸経費	499	20,491
営業費用計	873,808	1,239,312
一般管理費	1・2	742,223
1・2	742,223	1・2
営業利益		944,130
営業外収益		
受取利息	9	11
有価証券利息	537	345
投資有価証券売却益	25,589	2,264

為替差益	-	0
雑収入	-	739
営業外収益計	26,136	3,360
営業外費用		
投資有価証券償還損	-	2,467
為替差損	0	-
営業外費用計	0	2,467
経常利益	439,899	452,478
特別損失		
固定資産除却損	0	-
投資有価証券評価損	39,995	-
その他の特別損失	-	84,156
特別損失計	39,995	84,156
税引前当期純利益	399,904	368,321
法人税、住民税及び事業税	144,134	157,217
法人税等調整額	19,271	40,715
法人税等合計	124,862	116,502
当期純利益	275,041	251,819

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-		
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716		

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,584,464	1,584,464	2,364,180	24,193	24,193	2,388,373	
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益	275,041	275,041	275,041			275,041	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				19,769	19,769	19,769	
当期変動額合計	275,041	275,041	275,041	19,769	19,769	294,811	
当期末残高	1,859,505	1,859,505	2,639,222	43,963	43,963	2,683,185	

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,859,505	1,859,505	2,639,222	43,963	43,963	2,683,185	
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益	251,819	251,819	251,819			251,819	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				48,024	48,024	48,024	
当期変動額合計	251,819	251,819	251,819	48,024	48,024	203,794	
当期末残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	4,061	4,061	2,886,979	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

器具備品 4~20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（5）執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

（3）成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

（2）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めています。

（2）適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

（1）概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

（2）適用予定日

2023年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	20,177	36,184

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
人件費	329,108	439,627
減価償却費	34,341	41,644
賞与引当金繰入額	25,511	38,564
役員賞与引当金繰入額	3,000	7,081
退職給付費用	22,693	19,198
執行役員退職慰労引当金繰入額	-	9,720
経営指導料	79,517	91,371

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

<借主側>

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内	31,260	26,950
1年超	29,050	2,400
合計	60,310	29,350

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2021年12月31日） (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	1,174,557	1,174,557	-
(2) 金銭の信託	800,000	800,000	-
(3) 未収委託者報酬	523,351	523,351	-
(4) 未収運用受託報酬	12,497	12,497	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	543,654	543,654	-
資産計	3,054,060	3,054,060	-
負債			
(1) 未払金	109,234	109,234	-
(2) 未払費用	349,004	349,004	-
(3) 未払消費税等	50,413	50,413	-
(4) 未払法人税等	29,212	29,212	-
負債計	537,865	537,865	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額に よってあります。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払金 (2)未払費用 (3)未払消費税等 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額に よってあります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	627,161	627,161	-
資産計	627,161	627,161	-

（注）金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用し、投資信託627,161千円については記載を省略しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	296,186	231,115	65,070
小計	296,186	231,115	65,070
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	247,468	249,173	1,705
小計	247,468	249,173	1,705
合計	543,654	480,289	63,365

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	232,355	195,200	37,155
小計	232,355	195,200	37,155

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	394,805	437,815	43,009
小計	394,805	437,815	43,009
合計	627,161	633,015	5,854

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	215,101	42,335	16,746
合計	215,101	42,335	16,746

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	74,164	5,761	3,497
合計	74,164	5,761	3,497

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自2021年1月1日 至2021年12月31日)	(自2022年1月1日 至2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	46,961	78,250
勤務費用	21,237	16,390
利息費用	244	392
数理計算上の差異の発生額	6,015	6,714
退職給付の支払額	-	-
過去勤務費用の発生額	-	-
転籍にともなう増減額	3,791	1,423
退職給付債務の期末残高	78,250	103,170

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	78,250	103,170
未積立退職給付債務	78,250	103,170
未認識数理計算上の差異	10,695	14,994
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,554	88,175
退職給付引当金	67,554	88,175
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,554	88,175

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
勤務費用	21,237	16,390
利息費用	244	392
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	1,211	2,414
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	22,693	19,198

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
割引率	0.5%	1.1%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	2.5%	2.4%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	12,193	36,689
未払事業所税	224	315
未払事業税	6,374	5,611
賞与引当金	7,811	11,808
退職給付引当金	20,685	26,999
執行役員退職慰労引当金	-	2,976
減価償却超過額	1,088	1,939
繰延資産	8	69
その他	13,410	17,896
繰延税金資産小計	61,798	104,306
評価性引当金	456	456
繰延税金資産合計	61,341	103,850

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	19,402	-
繰延税金負債合計	19,402	-
繰延税金資産純額	41,939	103,850

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.52%	1.06%
住民税均等割等	0.15%	0.16%
その他	0.07%	0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.22%	31.63%

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

委託者報酬	2,498,484
運用受託報酬	135,404
成功報酬(注)	1,139
合計	2,635,028

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)及び当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	1,912,382	117,413	-	2,029,795

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	2,499,624	135,404	-	2,635,028

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	289,673 (2021年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有間接 100.0%		経営管理	連結納税に伴う支払	109,234	未払金	109,234

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	294,061(2022年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有間接100.0%		経営管理	連結納税に伴う支払	125,845	未払金	125,845

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	17,495(2021年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 運用受託報酬 出向者の人件費等	406,215 117,413 1,018	未払費用 未収運用受託報酬	157,686 12,497

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495(2022年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 運用受託報酬	719,836 135,404	未払費用 未収運用受託報酬	272,230 12,849

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天グループ株式会社(東京証券取引所に上場)

楽天証券ホールディングス株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
1株当たり純資産額		206,398円85銭	222,075円38銭

1株当たり当期純利益金額	21,157円04銭	19,370円74銭
--------------	------------	------------

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	275,041	251,819
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	275,041	251,819
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと
(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2022年9月末現在)	事業の内容

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円 (2022年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2022年9月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 6月15日	有価証券届出書
2022年 6月15日	有価証券報告書
2022年12月15日	有価証券届出書
2022年12月15日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新ホリコ・フォーカス・ファンドの2022年3月16日から2023年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新ホリコ・フォーカス・ファンドの2023年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施

に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。